



「おいしいは、土から紡ぐ。」
つむ
松原レンコンファーム

松原 歩久斗さん
映子さん

今回ご紹介するのは、静岡県浜松市から香取市へ移住し、新規就農者として活躍する松原レンコンファームの松原歩久斗さんと映子さんご夫婦です。

松原さんは浜松市で会社員として働いていましたが、奥様の実家の西部田で稲作作業に触れ、農業の魅力、物づくりの楽しさを実感し、就農に向けて動き出しました。

ただし、水稲のみでは経営が困難ではと思い立ち、単価が高く、初期投資が少ないレンコンを作ろうと思い、まずは浜松市のレンコン農家で半年間修業したうえで、令和2年春に移

住と同時に就農にいたしました。就農当初は農業法人で働きながら、品質の決め手となる土壌作りを猛勉強し、水田の土壌改良を開始しました。レンコンに適した土作りに向け、土壌検査し、バランスのとれた肥料配合を計算、豚糞を利用した有機肥料作り等に励み、令和4年作付けへと一歩を踏み出しました。しかし、初出荷の際には、市場価格の下落で当初の計画より収入が見込めず、販路を試行錯誤する必要性に迫られました。子ども食堂へのレンコンの寄付活動などの取り組みがきっかけとなり、安定的な取り引きを確保することに繋がりました。

また、昨年の「野菜ソムリエサミット」にて最高金賞を受賞しました。栽培面積は124アールで、主に7割が市場へ出荷、3割は直送や直売店での販売となります。2月の収穫を終え次回8月の販売開始に向けて、現在さらなる土壌の改良・再生を行っているところです。

『松原レンコンファーム』が美味しく愛情のこもったレンコンだにご周知いただけますよう、コツコツと頑張っていくそうです。

農業委員 成毛 和弘



千葉県女性農業委員の会に参加して 農業委員 平川 君子

全国で「女性の農業委員会組織」が発足されており、そこで千葉県においても令和6年2月20日、女性農業委員の会が千葉市で催され、香取市からも女性農業委員3名が参加しました。

当日は100名を超える参加者を前に、県内の女性農業委員を代表して香取市の寺島美幸委員が、「地域計画策定における委員の役割」と題し、「男性、女性にこだわることなく委員間同士で協力し活動していけるよう勤しんでまいります」と発表し、参加者の方々からは、将来に向けて見習っていききたいとの声を多くいただきました。

また、他の市町村からは「女性委員の登用」について事例発表が行われました。現在の、香取市の委員は43名ですが、そのうち女性委員は3名という状況です。どの市町村も共通して女性委員の登用が非常に少ないということでした。なんとか女性委員を増やそうと色々試みてはいるようですが、中々増えないのが現実だそうです。参加者からは、様々な農業の問題を審議する際も「女性ならではの視点で意見することもあるではないか」という意見もあり、私たちの食を支える農業の発展のためには男性、女性いずれの視点も必要と感じる研修になりました。

『女性の皆さん、農業委員会に参加して地域のために一緒に活動していきませんか！』



令和6年4月1日から

相続登記の申請が義務化されました。

相続人は、土地(農地等)や建物(住居等)などの不動産を相続で取得を知った日から3年以内に、相続登記することが法律上の義務となりました。また、令和6年4月1日以前に相続した土地・建物が相続登記されていないものも相続登記義務化の対象となります。なお、正当な理由がないのに相続登記をしないと10万円以下の過料が科せられる可能性があります。

Q、相続登記の手続きはどのようにすればよいのか。

A、相続登記の手続きは、不動産の所在地の法務局(千葉地方法務局佐原支局)に申請して行います。手続きは、①遺言書による相続、②遺産分割協議による相続(相続人全員で話し合いをする場合)、③法定された割合による相続(民法に定められた相続割合で相続する場合)など、ケースにより必要な登記や書類が異なります。【お問い合わせ先】千葉地方法務局佐原支局 電話0478-52-3391



令和7年3月末で、農業経営基盤強化促進法(利用権設定)の手続きが終了します。

農業経営基盤強化促進法の改正により、地域での話し合いに基づき地域農業の将来の在り方を示した「人・農地プラン」は、「地域計画」として法定化され策定が義務化されました。

それに伴い、農地の貸し借りについては、令和7年3月末で農業経営基盤強化促進法(利用権設定)の手続きはできなくなり、令和7年3月末以前に地域計画が策定された地域では、その時点で農業経営基盤強化促進法(利用権設定)の手続きはできなくなります。

なお、令和7年4月以降の農地の売買や貸借の手続きについては、以下のどちらかの選択になります。

- ①農地法第3条に基づく手続き(所有権移転、賃借権設定等)
- ②農地中間管理事業の促進に関する法律に基づく手続き(農地バンク)

所有している農地の適正管理をお願いします。

農地法では、農地所有者の責務として、雑草が繁茂して隣接農地や周辺の住環境に影響を及ぼさないよう、農地の管理「除草等」を行うことが定められています。

雑草の繁茂で荒れている農地は、病害虫の発生やイノシシなどの有害鳥獣の棲み処となり、農作物と生活環境に多大な被害を与える要因となりますので、定期的な除草等の適正管理をお願いします。

現在、耕作ができず遊休農地となっている、または後継者がなく、将来の農地の維持管理に不安がある方は、地域の農業委員または農地利用最適化推進委員にご相談してください。



所有している農地への

太陽光発電施設設置について

太陽光発電施設の設置業者から、「農地を高く買いますので売ってください」または「農地に太陽光発電施設を設置して、売電収入を得てはどうですか」との営業に注意してください。農地に太陽光発電施設を設置する場合は、農地法に基づく農地の転用許可申請の手続きが必要となります。さらに、農地転用が可能か不可能かの立地条件がありますので、業者から営業があった際の対応として、「農業委員会に確認してから回答します」とご返事をしてください。



1 農作業標準賃金(令和6年度)

作業種目	契約種別	標準賃金(円)	備 考
水田作業	1 日	10,400	実労働時間 8 時間
畑作業	1 日	8,700	実労働時間 8 時間
果樹収穫作業	1 日	8,300	実労働時間 8 時間

2 水田機械作業標準料金(令和6年度)

作業種目	契約種別	標準料金(円)	備 考
耕 起	トラクター	10a 請負	6,900
代かき	トラクター	10a 請負	7,200 (1)仕上げの料金、(2)ドライブハロー使用(3)ロータリーを使用の場合は上の耕起料金に準ずる
畔塗り	トラクター	10a 請負	41 (1)標準料金額は1m当りの料金であり、100mを基礎に算出
植 付	田植機	10a 請負	8,700 (1)稚苗植の額、(2)苗費は別途
刈取脱穀	コンバイン	10a 請負	19,400 (1)乾燥場までの初運搬は別途、 (2)乾燥場までの初運搬費は初運搬コンテナを使用する場合、10a当り985円
乾燥調製		60kg 当り	3,300 (1)初摺料金(667円)を含む
育 苗		1 箱当り	810 (1)稚苗(硬化苗)の額

*乾燥調製、育苗を除く作業はオペレーター1人付料金

農作業標準賃金・水田機械作業料金

左の表の標準賃金および標準作業料金については、千葉県農業会議の開示資料を香取市は準拠しております。
作業料金を決める際の参考としてご活用下さい。

【田(水稻)の部】

(額単位:円)

地 区 名	平均額	最高額	最低額	データ数
佐原地区	17,100	26,100	6,000	781
小見川地区	9,900	15,000	3,000	1,018
山田地区	7,200	11,100	3,000	409
栗源地区	8,600	13,000	2,400	38
全市平均	9,900			

【畑(普通畑)の部】

(額単位:円)

地 区 名	平均額	最高額	最低額	データ数
佐原地区	6,800	13,000	3,000	99
小見川地区	6,400	10,700	3,000	61
山田地区	9,200	10,000	5,000	50
栗源地区	6,900	10,000	5,000	24
全市平均	7,200			

※データ数は、集計に用いた筆数である。

※賃借料を物納(水稻)としている場合は、60kg あたり 13,050 円に換算している。

香取市農地賃借料情報

令和5年1月から12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10aあたり)は左の表のとおりとなっております。農地の賃貸料を決める際の参考としてご活用下さい。

「地域計画」の進捗状況について

令和6年度末までの「地域計画」の策定に向けて、各地域で協議の場を設け農地の集約化等の話し合いをしております。

地域の協議の場は、農業委員・農地利用最適化推進委員の担当地区ごとに設けており、話し合いの結果は市ホームページに掲載しております。

なお、協議の結果を踏まえ、今後、「地域計画」(案)について説明会を実施する予定です。

詳細につきましては、市ホームページをご確認ください。

農地の売買・転用等の申請受付期間並びに総会予定表<令和6年5月～令和6年10月>

年 月	受付期間 (土日祝日は除く)	総会開催日
令和6年 5月分	5月16日(木)～20日(月)	6月6日(木)
令和6年 6月分	6月17日(月)～20日(木)	7月5日(金)
令和6年 7月分	7月16日(火)～19日(金)	8月5日(月)
令和6年 8月分	8月16日(金)～20日(火)	9月5日(木)
令和6年 9月分	9月17日(火)～20日(金)	10月7日(月)
令和6年10月分	10月16日(水)～18日(金)	11月7日(木)

農業者年金の5つのポイント

1 積立方式・確定拠出型

農業者年金は自らの年金を自ら積み立てる形式。

2 加入のしやすさ

- ・国民年金第1号被保険者
- ・原則、20歳以上60歳未満
- ・年間60日以上農業に従事している農業経営者、自営業と兼業農家、配偶者、後継者とその配偶者など。

3 保険料の額

保険料は月額 20,000円～67,000円の間で選択でき、毎月1,000円単位で変更も可能。

		30歳から加入した場合		50歳から加入した場合	
		月20,000円積立 (年間240,000円)	月67,000円積立 (年間804,000円)	月20,000円積立 (年間240,000円)	月67,000円積立 (年間804,000円)
65歳から受給 年間受給	男性	504,500円	1,690,000円	133,200円	446,100円
	女性	452,100円	1,424,000円	112,200円	375,900円

試算条件：運用利回り 2.5%

※行制度発足以降の令和3年度までの20年間の平均運用利回りは2.94%

年金受給額は年金裁定時まで確定せず、それまでの運用結果等により変動するので、上記金額を保証するものではない。

端数処理等によって実際の年金額は若干異なることもあるので、試算結果は、一つの目安として利用してほしい。

4 税制面での優遇

支払った保険料は、全額社会保険料控除の対象。また、同一生計の方の保険料をまとめて控除の対象とすることができる。

5 終身年金+80歳までの死亡一時金

自ら納めた保険料は、生きているだけで年金を一生受給。80歳前に亡くなってしまった場合でも、死亡一時金として遺族へ支給される。

農業者年金のお知らせ

年金受給中の方

現況届出を忘れずに！

農業者年金を受給している人には農業者年金基金から「現況届」の用紙が5月末までに郵送されます。必要事項を記入の上、期限内に必ず提出してください。提出されなかった場合は、年金の支払いが一時的に差し止めとなることもあります。

・提出期限 6月末日

・提出先 農業委員会事務局・各支所

※受給者本人が署名することが困難な際は、代理人に必要な事項を記入してもらい提出することもできます。



* 随時ご相談を受け付けています。農業委員会事務局 0478-50-1226 までお問い合わせください。

新緑が目には鮮やかな清々しい季節となりました。今回は、この季節にぴったりの素敵な松原さんご家族に表紙を飾っていただきました。さらに相続登記の義務化や地域計画の進捗状況など、時代の変化に伴い変わっていく情報について掲載しました。

また、繰り返しお伝えしている農業者年金加入のお知らせですが、『農業者年金』と聞いただけで、良くない印象をお持ちの方もいらっしゃるかと思います。新しい農業者年金は、農業者に寄り添った内容となっておりますので、少しでも関心のある方は、ぜひ地域の農業委員や農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局までお問い合わせいただけたらと思います。

私たち委員の任期もいよいよ残り1年となります。農業者の皆さまに、より良い情報を引き続きお届けできるよう頑張ってまいります。

副編集長 寺島 美幸

編集後記

全国農業新聞を購読しましょう

全国農業新聞は、農業の最新情報を提供。農業全般の情報や地域の明るい話題なども紹介しています。

- ◆毎週金曜日発行
- ◆月額700円(送料・税込)
- ◆購読のお申し込みは、農業委員会事務局へ
- ◆発行所：全国農業会議所